

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 7 月14日

【会社名】 N T Tファイナンス株式会社

【英訳名】 NTT FINANCE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 正三

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目 2 番70号

【電話番号】 03 - 6455 - 8810（代表）

【事務連絡者氏名】 財務事業本部グループファイナンス部資金調達部門担当課長
平嶋 敦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目 2 番70号

【電話番号】 03 - 6455 - 8058

【事務連絡者氏名】 財務事業本部グループファイナンス部資金調達部門担当課長
平嶋 敦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第23回無担保社債（ 3 年債）	30,000,000,000円
第24回無担保社債（ 5 年債）	110,000,000,000円
第25回無担保社債（ 7 年債）	50,000,000,000円
第26回無担保社債（10年債）	190,000,000,000円
計	380,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2023年 2 月24日
効力発生日	2023年 3 月 6 日
有効期限	2025年 3 月 5 日
発行登録番号	5 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 1,000,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）

1,000,000百万円

（1,000,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	N T T ファイナンス株式会社第23回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の 総額（円）	金30,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金30,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.230％
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 （4）償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2026年6月19日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 （1）本社債の元金は、2026年6月19日にその総額を償還する。 （2）償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年7月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年7月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1. (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）および第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含む。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。 (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。 2. 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。 3. 当社が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	1. 留保物件付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。 (2) 前号の場合、留保資産について、当社は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。 (3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。 2. 担保付社債への切換 当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下J C Rという。）

本社債について、当社はJ C RからA A Aの信用格付を2023年7月14日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）

本社債について、当社はR & IからA A +の信用格付を2023年7月14日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら

意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。ただし、同欄第2項または第3項により同欄第1項の規定が適用されないこととなった場合は、この限りではない。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき
- (7) 当社が、本（注）5.ないし7.および本（注）8.第（2）号のほか、社債管理委託契約（会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。）に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売（公売を含む。）の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき

5. 担保提供通知

- (1) 当社は、当社の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

6. 社債管理者に通知すべき事項

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき

- (2) 当社が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき

7. 事業概況の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める社債管理者への通知を行った場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類（金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。）について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

8. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本（注）4.の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者に協力する。

9. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

13. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額4,750万円とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	6,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	6,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,000	
計	—	30,000	—

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間120万円を支払うこととしている。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	N T T ファイナンス株式会社第24回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額 （円）	金110,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金110,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.395％
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2028年6月20日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2028年6月20日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年7月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年7月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1. (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）および第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含む。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。 (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。 2. 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。 3. 当社が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	1. 留保物件付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。 (2) 前号の場合、留保資産について、当社は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。 (3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。 2. 担保付社債への切換 当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下J C Rという。）

本社債について、当社はJ C RからA A Aの信用格付を2023年7月14日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）

本社債について、当社はR & IからA A +の信用格付を2023年7月14日付で取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3．同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

4．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。ただし、同欄第2項または第3項により同欄第1項の規定が適用されないこととなった場合は、この限りではない。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき
- (7) 当社が、本（注）5．ないし7．および本（注）8．第（2）号のほか、社債管理委託契約（会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。）に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売（公売を含む。）の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき

5．担保提供通知

- (1) 当社は、当社の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

6．社債管理者に通知すべき事項

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき

7．事業概況の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める社債管理者への通知を行った場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類（金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。）について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

8．社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本（注）4．の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者に協力する。

9．債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10．公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11．社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12．発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

13．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

(１)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	22,000	１．引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 ２．引受手数料は総額２億250万円とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	22,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	22,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	22,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	22,000	
計	—	110,000	—

(２)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間440万円を支払うこととしている。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	N T T ファイナンス株式会社第25回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額 （円）	金50,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金50,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.648％
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2030年6月20日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2030年6月20日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年7月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年7月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1. (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）および第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含む。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。 (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。 2. 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。 3. 当社が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	1. 留保物件付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。 (2) 前号の場合、留保資産について、当社は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。 (3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。 2. 担保付社債への切換 当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下J C Rという。）

本社債について、当社はJ C RからA A Aの信用格付を2023年7月14日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）

本社債について、当社はR & IからA A +の信用格付を2023年7月14日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3．同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

4．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。ただし、同欄第2項または第3項により同欄第1項の規定が適用されないこととなった場合は、この限りではない。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき
- (7) 当社が、本（注）5．ないし7．および本（注）8．第（2）号のほか、社債管理委託契約（会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。）に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売（公売を含む。）の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき

5．担保提供通知

- (1) 当社は、当社の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

6．社債管理者に通知すべき事項

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき

7．事業概況の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める社債管理者への通知を行った場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類（金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。）について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

8．社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本（注）4．の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者に協力する。

9．債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10．公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11．社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12．発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

13．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

6【社債の引受け及び社債管理の委託（7年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	10,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額1億2,250万円とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	10,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	10,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	10,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,000	
計	—	50,000	—

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間200万円を支払うこととしている。

7【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	N T T ファイナンス株式会社第26回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額 （円）	金190,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金190,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.838％
利払日	毎年6月20日および12月20日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日および12月20日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2033年6月20日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2033年6月20日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年7月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年7月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1. (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）および第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含む。）のために担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。 (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。 2. 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により当社の特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときには、以後本欄第1項の規定は適用されない。 3. 当社が、本欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項により本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本欄第1項の規定は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	1. 留保物件付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下留保資産という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。 (2) 前号の場合、留保資産について、当社は社債管理者との間に、社債管理者が本社債権保全のため必要と認める特約を締結する。 (3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第2項により社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、以後本項第1号および本項第2号の規定は適用されない。 2. 担保付社債への切換 当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下J C Rという。）

本社債について、当社はJ C RからA A Aの信用格付を2023年7月14日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03 - 3544 - 7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）

本社債について、当社はR & IからA A +の信用格付を2023年7月14日付で取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3．同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

4．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき
- (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。ただし、同欄第2項または第3項により同欄第1項の規定が適用されないこととなった場合は、この限りではない。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受けまたは取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき
- (7) 当社が、本（注）5．ないし7．および本（注）8．第（2）号のほか、社債管理委託契約（会社法第702条の規定による委託に係る契約。以下同じ。）に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売（公売を含む。）の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき

5．担保提供通知

- (1) 当社は、当社の他の国内社債のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨ならびにその社債の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定が解除された場合は、以後前号の規定は適用されない。

6．社債管理者に通知すべき事項

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき
- (2) 当社が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止または移転しようとするとき
- (3) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき

7．事業概況の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については、書面により社債管理者に通知するものとする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める社債管理者への通知を行った場合または次号に定める書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行う場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書その他の書類（金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。）について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書も同様とする。ただし、当社が本号に規定する書類の写しを遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本号本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社は、前号に定める社債管理者への通知または書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書においては当該各期間の経過後45日以内に、臨時報告書および訂正報告書においては前号の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

8．社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債権者のために、社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本（注）4．の事由が発生するおそれがあるときには、自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者に協力する。

9．債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10．公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。

また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11．社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12．発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

13．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

8【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	38,000	１．引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 ２．引受手数料は総額４億8,500万円とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	38,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	38,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	38,000	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	38,000	
計	—	190,000	—

（２）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に、期中において年間760万円を支払うこととしている。

9【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
380,000,000,000	930,000,000	379,070,000,000

（注）上記の金額は第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）および第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）の合計額です。

（２）【手取金の使途】

手取概算額379,070,000,000円は、全額を2024年３月末までにN T Tグループ会社（注１）向けの貸付資金に充当する予定であります。

（注１）N T Tグループ会社とは、日本電信電話株式会社および日本電信電話株式会社の関係会社であります。

グリーンボンド評価について

第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）および第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）は、第三者評価を取得したN T Tグループ グリーンファイナンスフレームワークに基づきグリーンボンドとして発行予定です。

N T Tグループは、2020年５月に環境エネルギービジョン「環境負荷ゼロ」を公表し、2021年９月に取り組みを強化するべく当該ビジョンの見直しを行いました。係るビジョンを踏まえ、N T Tグループはグリーンプロジェクトへの投資を行い、エネルギー効率向上および高度な通信インフラの提供を行ってまいります。

そのために、当社が発行する本グリーンボンドを含め、グループファイナンス機能を通じて確保された資金は、新規または既存のN T Tグループによる5G関連投資、FTTH関連投資、IOWN構想（注２）の実現に向けた研究開発投資および再生可能エネルギー関連への投資に充当する予定です。

（注２）IOWN(Innovative Optical and Wireless Network)構想とは、あらゆる情報を基に個と全体との最適化を図り、多様性を受容できる豊かな社会を創るために、光を中心とした革新的技術を活用した高速大容量通信・低消費電力・低遅延のネットワーク・情報処理基盤を創出する構想です。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、今後グリーンボンドの発行を行うにあたり、「グリーンボンド原則2021」（注１）、「グリーンボンドガイドライン（2020年版）」（注２）、「グリーンローン原則2021」（注３）および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」（注４）に即したグリーンファイナンスフレームワークを策定しています。

グリーンファイナンスに対する第三者評価として、サステナビリティクスより、当該フレームワークがグリーンボンド原則2021、グリーンボンドガイドライン（2020年版）、グリーンローン原則2021およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）におけるグリーンローンに期待される事項に適合する旨のセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。

（注１）「グリーンボンド原則2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注２）「グリーンボンドガイドライン（2020年版）」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年３月に策定・公表し、2020年３月に改訂したガイドラインです。

（注３）「グリーンローン原則2021」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）およびローンシンジケーション＆トレーディング協会（LSTA）（以下LMA等という。）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。

（注４）「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」とは、LMA等により2018年に策定されたグリーンローン原則および2019年に策定されたサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮し、グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的に、環境省が2020年３月に策定・公表したガイドラインです。

NTTグループ グリーンファイナンスフレームワークについて

当社は、グリーンボンドの発行またはグリーンローンによる調達を目的として、ICMAの定めるグリーンボンド原則2021、環境省のグリーンボンドガイドライン（2020年版）、LMA等が定めるグリーンローン原則2021、環境省のグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）に基づき、４つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理、レポートング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

１．調達資金の使途

グリーンファイナンスにより調達した資金相当額は、以下の適格事業に該当する新規または既存のプロジェクトに充当することを想定しています。なお、運営費（Opex）については、グリーンボンドまたはグリーンローンの調達日から遡って３年以内に実施されたものとします。また、研究開発にかかる充当については、グリーンボンドまたはグリーンローンによる調達資金総額の20％以内に制限します。

5G関連投資

ICMA事業カテゴリー	適格事業内容と事業例
エネルギー効率化	今後、IoT社会が進展するに伴いトラフィック量が指数関数的に増加していくことが想定されます。これらの社会的トレンドを見据え5Gでは、従来の通信技術と比較して伝送効率の向上に伴う低消費電力化（注１）が実現されており、リモートワーカーの基盤となる5Gへのマイグレーションを通じた低炭素社会の実現に向けてNTTグループとして5G関連投資を進めていきます。 以下の基準を満たす5Gネットワーク構築のための基地局整備、改修、運営への投資に充当します。 > 5G基地局の省電力化に向けた開発と設置（グリーン5G関連投資を含む）（注２） > 夜間や低トラフィック時間帯など、スリープモードに自動移行することで、省電力可能な基地局の開発と商用基地局への導入

（注１）低消費電力化については以下を参照：「While a 5G antenna currently consumes around three times more electricity than a 4G antenna, power-saving features such as sleep mode could narrow the gap to 25% by 2022.1213 Network infrastructure providers and operators are projecting that 5G could be up to 10 to 20 times more energy-efficient than 4G by 2025-30」（<https://www.iea.org/reports/data-centres-and-data-transmission-networks>）

（注２）具体的には、太陽光発電を利用したグリーン基地局や、株式会社NTTドコモ（以下NTTドコモという。）専用に設置した太陽光発電所等で発電した再生可能エネルギー（コーポレートPPA）等を利用することにより、温室効果ガスの排出量を削減していきます。PPAは、Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略で、需要家（NTTドコモ）が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を長期に購入する契約です。

FTTH関連投資

ICMA事業カテゴリー	適格事業内容と事業例
エネルギー効率化	当社の従来の設備と比較し電力利用量の削減に寄与すると見込まれ、リモートワーカーの基盤となる光ファイバー網（FTTH）（注３）の敷設や運営のための投資に充当します。

（注３）光ファイバー網（FTTH）の効率性については以下を参照：「Data transmission network technologies are also rapidly becoming more efficient: fixed-line network energy intensity has halved every two years since 2000 in developed countries（データ伝送ネットワーク技術も急速に効率化しています。先進国では、2000年以降２年ごとに固定回線ネットワークのエネルギー強度が半減しています。）」（IEA “Data Centres and Data Transmission Networks, <https://www.iea.org/reports/data-centres-and-data-transmission-networks>）, 「Major Technological Shifts> In addition, energy efficiency improvements can be hard to predict due to the potential for technology shifts that do not follow historical projections. Over long time periods, step changes in technology can be observed. For the

Internet, this could be considered moving from technologies such as dial-up to ADSL broadband or more recently from ADSL broadband to fiber optic broadband, driven by demand for higher Internet speeds. (インターネットの場合、これは、ダイヤルアップなどのテクノロジーからADSLブロードバンドへの移行、または最近ではADSLブロードバンドから光ファイバーブロードバンドへの移行と見なすことができます。)」 「Discussion> For the five studies that satisfy our criteria, the electricity intensity of transmission networks has declined by factor of ~170 between 2000 and 2015. (送電網の電力強度は2000年から2015年の間に約170分の1に減少しました。)」 (Aslan, J. et al. (2018), “Electricity intensity of internet data transmission: Untangling the estimates”, Journal of Industrial Ecology, 22(4), 785-798, <https://doi.org/10.1111/jiec.12630>), 「A study launched in 2017 by Europacable has found that fibre is the most energy efficient technology for broadband access networks, compared with DSL, xDSL, vectoring and DOCSIS. Per capita per year, performing at 50 Mbps, fibre networks consume 56 kWh compared to 88 kWh for DOCSIS. (欧州委員会の報告によれば、光は最もエネルギー効率が良いブロードバンドテクノロジーだと言っています。50MbpsのパフォーマンスにDSL系が88kWhに対して光は56kWh消費という報告をしています。)」 (European Commission, “Shaping Europe’s digital future”, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/fibre-most-energy-efficient-broadband-technology>)

IOWN構想の実現に向けた研究開発

ICMA事業カテゴリー	適格事業内容と事業例
エネルギー効率化	新たなコミュニケーション基盤であるIOWN(Innovative Optical and Wireless Network)構想のもと、オールフォトニクスによるネットワークと、光電融合技術を活用した圧倒的大容量・低遅延・低消費電力を実現する情報処理基盤を、2030年の実用化を目指して作り出していきます。2021年7月にはNTT研究所が有する開発リソースを結集して「NTT IOWN総合イノベーションセンタ」を開設しました。当該センタをはじめ、IOWN構想を具現化し、「移動と固定の融合」・「ネットワークとコンピューティングの融合」を通じた圧倒的な高効率かつ省電力化を実現するための研究開発を実施します。 <事業例> > 端末やコンピュータなどエンドポイント機器内の基盤同士の接続におけるフォトニクス化 > 2030年までの実用化を目指して進めている、基板上のチップ間の信号伝送におけるフォトニクス接続(LSI内の光化)により大幅な電力量削減を見込める「光ディスプレイゲートッドコンピューティング」アーキテクチャの実用化に向けた研究開発

高効率かつ省電力を実現するデータセンター

ICMA事業カテゴリー	適格事業内容と事業例
エネルギー効率化	データセンターはICTを支えるインフラですが、他方で、電力消費量が多く、高効率かつ省電力とすることが低炭素社会の実現には必要です。電力効率を向上させ、事業上の環境負荷の低減を図ることを可能にする、PUE(Power Usage Effectiveness)1.5未満の新規および既存のデータセンターの建設、改修、取得、運営への投資に充当します。

グリーンビルディング

ICMA事業カテゴリー	適格事業内容と事業例
グリーンビルディング	以下のいずれかの環境建物認証や評価を取得予定の物件に係る建設、改修、取得のための投資資金および支出に充当します。 > LEED-BD+C(Building Design and Construction)またはLEED-O+M(Building Operations and Maintenance)認証: Platinum、GoldまたはSilver > CASBEE建築(新築、既存、改修)またはCASBEE不動産(地方自治体によるCASBEE含む)評価認証: S、AまたはB+ > BELS(建築物省エネルギー性能表示制度): 3つ星以上 > DBJ Green Building 認証: 3つ星以上 > 東京都建築物環境計画書における省エネルギー評価: 建築物の断熱性および設備システムの省エネルギー性の両方でAAA

再生可能エネルギー

ICMA事業カテゴリー	適格事業内容と事業例
再生可能エネルギー	NTTグループが取り組む下記の再生可能エネルギープロジェクトの建設、改修、取得、運営への投資に係る支出に充当します。 ＞ 風力発電プロジェクト：出力1万kW以上については、環境影響評価法に定める環境アセスメント実施済みのもの。それ以下の出力の場合は、必要に応じて環境アセスメントを実施する。また、所在自治体による環境影響評価手続きが必要とされる場合は、適切に実施していること。 ＞ 太陽光発電プロジェクト：設備容量40MW以上については、環境影響評価法に定める環境アセスメント実施済みのもの。それ以下の設備容量の場合は、必要に応じて環境アセスメントを実施する。また、所在自治体による環境影響評価手続きが必要とされる場合は、適切に実施していること。 ＞ 地熱発電プロジェクト：CO₂排出量が100gCO₂/KWh以下であるもの。また、出力1万kW以上については、環境影響評価法に定める環境アセスメント実施済みのもの。それ以下の出力の場合は、必要に応じて環境アセスメントを実施する。また、所在自治体による環境影響評価手続きが必要とされる場合は、適切に実施していること。 ＞ バイオマス発電プロジェクト：使用する燃料が廃棄物由来（パーム油廃棄物を除く）であること。また、所在自治体による環境影響評価手続きが必要とされる場合は、適切に実施していること。 ＞ 水力発電プロジェクト：人工の貯蔵池がない、もしくは貯蔵容量が小さな流れ込み式に限定。所在自治体による環境影響評価手続きが必要とされる場合は、適切に実施していること。

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

グリーンファイナンスの調達資金が充当されるプロジェクトは、適格事業を実施している事業会社が前述の適格クライテリアに合わせて特定し、対象事業候補とした事業について、NTTファイナンス株式会社（以下NTTファイナンスという。）財務事業本部グループファイナンス部が日本電信電話株式会社と協議の上、当社グループの基本指針であるNTTグループサステナビリティ憲章との適合状況を踏まえ、評価・選定し、NTTファイナンスの財務事業本部グループファイナンス部管掌役員が最終決定します。

対象となるプロジェクトを選定の際は、適格クライテリアに沿っているかを確認するとともに、以下の環境・社会的リスク低減に配慮した対応を行っていることを確認します。

- ・事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律を遵守した有害廃棄物の適切な処理とPCB特別措置法に則ったPCB使用機器やPCB汚染物の適正な保管・管理および安全かつ適正な処理の実施
- ・「NTTグループサプライチェーンサステナビリティ推進ガイドライン」に基づいたサプライヤのリスク評価の実施と「NTTグループグリーン調達基準」のサプライヤによる遵守を要請

3. 調達資金の管理

NTTグループにおけるグループファイナンス機能を担うNTTファイナンスが本フレームワークに基づき発行されたグリーンファイナンスによる調達資金を一元的に管理し、各適格事業を実施している事業会社における充当状況を確認します。調達資金の管理および適格事業の充当は、NTTファイナンス財務事業本部グループファイナンス部が社内管理システムを用いて行い、四半期毎に資金の追跡・管理を行います。調達資金は、充当されるまでの間は、資金と等しい額を現金または現金同等物にて管理し、発行から24ヶ月の間に充当を完了する予定です。

4. レポーティング

資金充当状況レポーティング

調達資金の全額が充当されるまで、当社グループは、年次にて、調達資金の適格事業への充当状況を当社グループウェブサイトまたは統合レポートにて報告します。

以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングする予定です。

- ・調達資金の適格事業への充当状況
- ・調達資金を充当した適格事業の概要（資産の経過年数、残存耐用年数を含む）

- ・適格事業への充当金額および未充当額
- ・新規ファイナンスとリファイナンスの割合
- ・未充当分がある場合は充当方針

資金充当状況に関する初回レポートは、グリーンボンド発行またはグリーンローン調達実施から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

また、長期にわたり維持が必要である資産に対し、複数回のグリーンファイナンスを通じてリファイナンスを行う場合、発行時に対象資産の経過年数、残存耐用年数およびリファイナンス額を開示します。

インパクトレポート

グリーンボンドまたはグリーンローンの残高がある限り、年次で、適格事業による環境への効果をレポートします。

以下の項目について個別・カテゴリー別合計にてレポートをする予定です。

適格事業	・ インパクトレポート項目（例）
5G関連投資	・ 5G基地局設置数
FTTH関連投資	・ 契約者（戸）数
IOWN構想の実現に向けた研究開発	・ 目指す効果 ・ 研究開発の進捗状況
高効率かつ省電力を実現するデータセンター	・ CO ₂ 排出量（t-CO ₂ ）
グリーンビルディング	・ グリーンビルディングの物件名、取得認証レベルと取得・再取得時期 ・ CO ₂ 排出量（t-CO ₂ ）
再生可能エネルギー	・ 発電容量/発電量実績（GWh） ・ CO ₂ 排出削減量（t-CO ₂ ）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

表紙にN T Tファイナンス株式会社第23回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、N T Tファイナンス株式会社第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）、N T Tファイナンス株式会社第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）およびN T Tファイナンス株式会社第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）の別称として、「N T Tグループグリーンボンド」を記載します。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付 子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）2023年 6 月16日関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2023年 7 月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

N T T ファイナンス株式会社 本店
（東京都港区港南一丁目 2 番70号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。